

平成30年度 下関市地域公共交通会議（第1回）

日 時 平成30年4月23日（月）

13時30分～

場 所 本庁舎新館5階 大会議室

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 会長挨拶

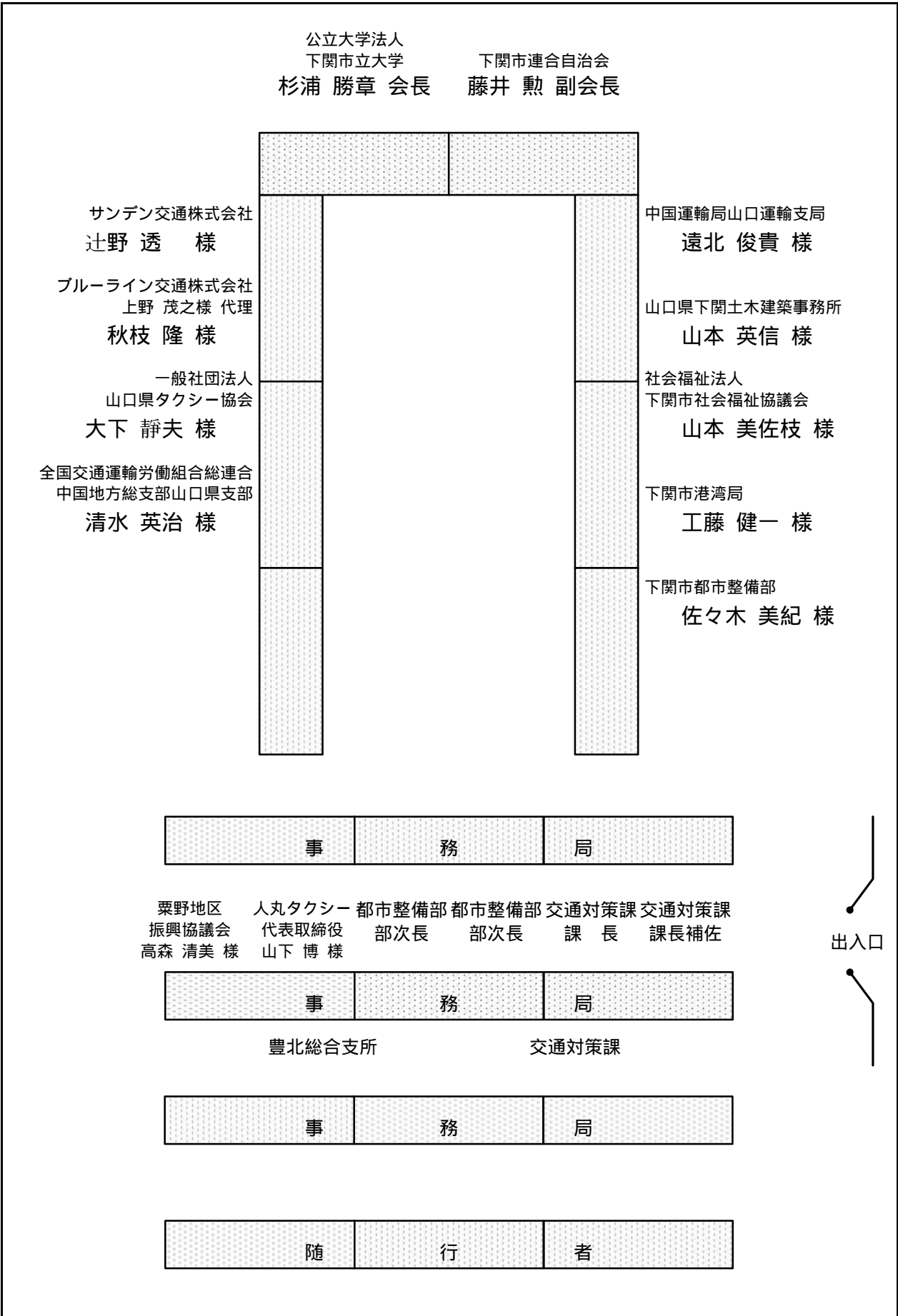
4 議 事 栗野地区コミュニティタクシーについて

5 閉 会

平成30年度 第1回下関市地域公共交通会議 配席図

日時：平成30年4月23日（月）13時30分～

会場：下関市役所本庁舎新館 5階大会議室



下関市地域公共交通会議委員名簿

	所属団体名	役職	氏名
1	下関市連合自治会	会長	ふじ い いさお 藤 井 勲
2	サンデン交通株式会社	自動車部長	つじ の とおる 辻 野 透
3	ブルーライン交通株式会社	取締役社長	うえ の しげ ゆき 上 野 茂 之
4	一般社団法人 山口県タクシー協会	理事	おお した しず お 大 下 静 夫
5	西日本旅客鉄道株式会社 広島支社 下関地域鉄道部	部長	かわ た てつ や 河 田 哲 也
6	全国交通運輸労働組合総連合 中国地方総支部山口県支部	執行委員長	し みず えい じ 清 水 英 治
7	中国運輸局山口運輸支局	首席運輸企画 専門官	えん きた とし たか 遠 北 俊 貴
8	下関警察署	交通官兼 交通総務課長	べっ ぶ とし ひろ 別 府 利 宏
9	山口県下関土木建築事務所	所長	やま もと ひで のぶ 山 本 英 信
10	社会福祉法人下関市社会福祉協議会	在宅福祉課長	やま もと み さ え 山 本 美 佐 枝
11	公立大学法人下関市立大学	准教授	すぎ うら かつ あき 杉 浦 勝 章
12	下関市港湾局	局長	く どう けん いち 工 藤 健 一
13	下関市都市整備部	部長	さ さ き み き 佐 々 木 美 紀

下関市地域公共交通会議設置要綱

平成19年5月25日制定

(目的)

第1条 市長は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び生活交通の確保維持改善に係る協議を行うため、下関市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 鉄道事業者の代表者
- (8) 下関市社会福祉協議会の代表者
- (9) 山口県下関土木建築事務所職員
- (10) 警察署員
- (11) 学識経験者
- (12) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議の運営)

第5条 市長は、必要に応じ、交通会議の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、委員の過半数の出席者がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

5 前項の場合においては、第3条第1項第5号に規定する委員は表決に加わることができない。

6 会長は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

7 会議は原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 会長は、第2条に規定する協議事項のうち協議が調った事項について、証明書(別記様式)を発行する。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、都市整備部交通対策課において処理する。

2 地域公共交通会議に関する相談、苦情等に対応するため、都市整備部交通対策課に連絡及び通報窓口を置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式（第6条関係）

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

年 月 日付け下関市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協
議が調ったことを証明する。

記

- 1．旅客の運送を行う者
- 2．協議が調っている路線又は営業区域
- 3．協議が調っている運行系統又は運送の区間
- 4．協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- 5．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

年 月 日
下関市地域公共交通会議
会長

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

年 月 日付け下関市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協
議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

下関市栗野地区

2. 協議が調っている廃止する運送の区間

別紙「運送の区間図」のとおり

3. 廃止する時期

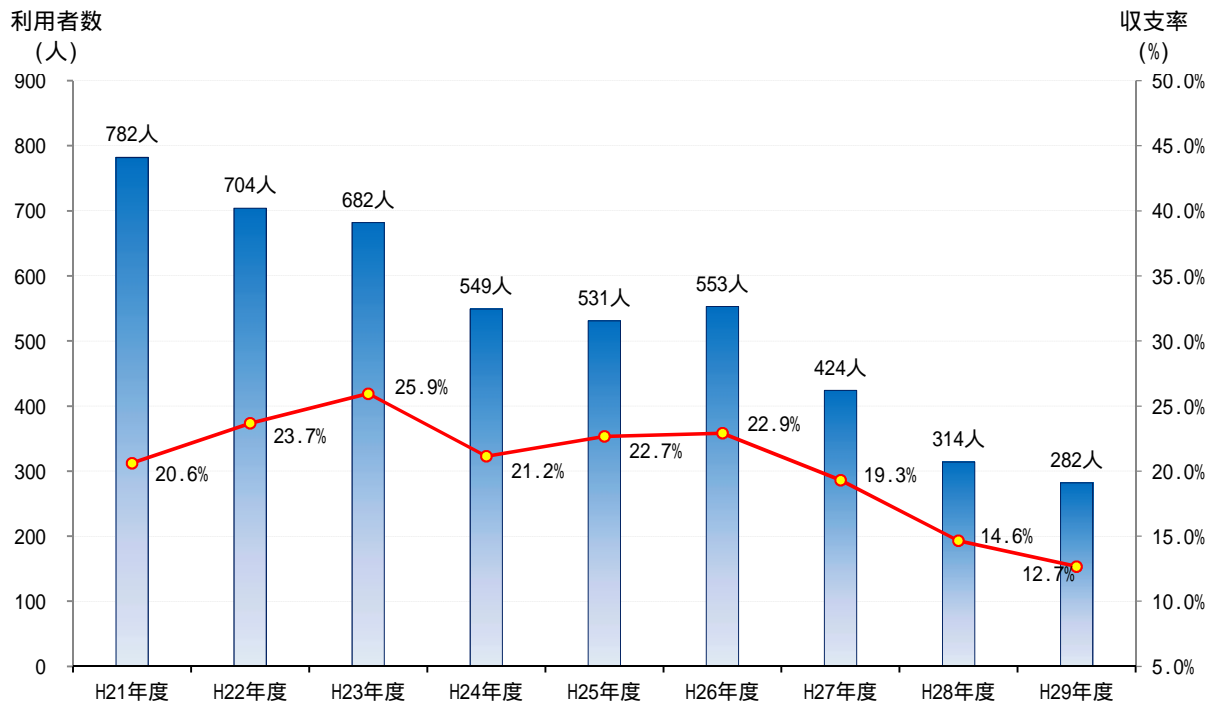
平成 年 月 日

年 月 日
下関市地域公共交通会議
会長

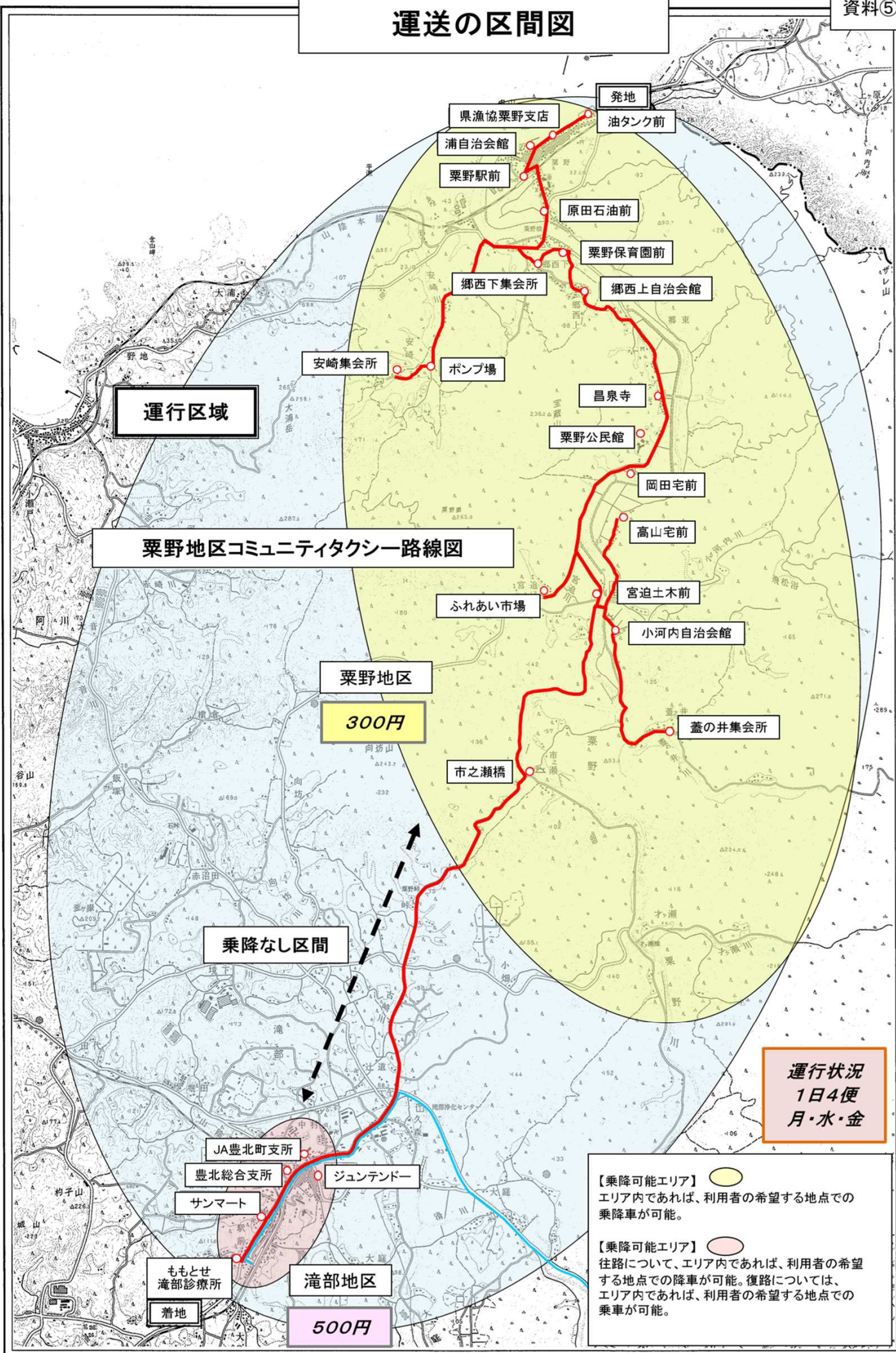
栗野地区コミュニティタクシー利用等実績表

利用者数・収支率等 推移

項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
利用者数(人)	782	704	682	549	531	553	424	314	282	
運行収入 (円)	チケット売上	583,000	301,600	279,100	261,100	283,700	299,000	239,500	171,900	135,800
	特別会費	12,000	18,000	21,000	15,000	18,000	15,000	15,000	9,000	6,000
	協賛金等	0	86,800	157,656	81,770	81,840	82,031	79,151	73,857	72,550
	計	595,000	406,400	457,756	357,870	383,540	396,031	333,651	254,757	214,350
委託料 (円)	運行委託費	2,886,504	1,716,000	1,764,000	1,692,000	1,692,000	1,728,000	1,728,000	1,740,000	1,692,000
収支率 ÷	20.6%	23.7%	25.9%	21.2%	22.7%	22.9%	19.3%	14.6%	12.7%	
国庫補助金(円) (運行業者受取)	-	-	-	151,000	177,000	27,000	31,000	17,000	87,000	
市補助金(円)	2,600,000	1,570,000	1,554,000	1,452,000	1,377,000	1,551,000	1,625,000	1,700,000	1,637,000	



運送の区間図



運行区域

栗野地区コミュニティタクシー路線図

栗野地区
300円

乗降なし区間

滝部地区
500円

運行状況
1日4便
月・水・金

【乗降可能エリア】
エリア内であれば、利用者の希望する地点での乗降が可能。

【乗降可能エリア】
往路について、エリア内であれば、利用者の希望する地点での降車が可能。復路については、エリア内であれば、利用者の希望する地点での乗車が可能。

平成30年度 下関市地域公共交通会議（第1回）
議 事 録

平成30年4月23日（月）13：30～
下関市役所本庁舎新館 5階大会議室

1 開会

- ・今年度委員の紹介
- ・配布資料の確認
- ・下関市地域公共交通会議の目的の説明

2 会長挨拶

- ・会長挨拶
- ・出席人数と会議成立の報告
- ・議事進行の説明

3 議事

（1）本日の審議事項について

- ・事務局が本日の審議事項について説明

事務局：議事「粟野地区コミュニティタクシーについて」

豊北町粟野地区にて運行しているコミュニティタクシーの継続運行が困難であり、運営主体である粟野地区振興協議会から「コミュニティタクシーは廃止したい」との意向があったため、審議いただきたい。

委員A：利用者数の実績が、人口比率ではどうなっているのか。

事務局：粟野地区は398世帯、人口833人。うち男性は397人、女性は436人である。年間利用者数は1/4程度の282人。継続を希望しているのは3世帯4人。

委員A：希望者の住居は鉄道駅から離れているのか。

事務局：4～10km程度離れている。

委員A：（運営状況が良くないという）やめる理由は理解できるが、その後の策として、例えば市としてタクシー補助や、他のコミュニティ移動手段の検討など他の考えはないのか。

事務局：総合交通戦略を策定したところであり、その中でこれからの地域公共交通の導入の基準等ルールを定めて、取り組んでいこうとしている。現時点での具体的な計画はない。

委員B：買い物や通院等「生活の足」の不足については、全国の中山間地区における共通の問題だと思う。色々研究されていると思うが、他の地域

においていいアイデアがあればうかがいたい。下関市で実施できるようなものはなかったか。

事務局：他市の事例も数多く見てきたが、中山間地または過疎地における研究はもう少し必要であると考えている。

会長：やめることがやむを得ない状況ということは、認識いただいていると思う。やめた後が非常に大きな問題である。総合交通戦略でも、交通弱者、交通不便地域をなくしていこうという計画となっているが、そこからの具体的にな対策の検討が、まさにこれからの課題であり、事務局でも早急にご検討いただきたい。

委員C：存続を希望されているのは高齢者か。

事務局：高齢で、家族の足が不自由であったり、本人が免許を持っていないかたりである。

委員C：それでは、廃止は生活への影響が大きい。

事務局：月1回の通院や買い物に利用されていたが、今後は近隣住民とのタクシーの乗り合いや、車を持つ親族が助けると聞いている。

委員B：では、孤立というわけではない？

事務局：また、粟野地区には移動販売者が入っており、今後エリアを充実させる予定。また、他社の新規参入も予定されているようだ。

委員C：廃止後の策が決まるまで、コミュニティタクシーを継続するのはどうか。

粟野地区振興協議会（以降、協議会）

：粟野地区は地形的に細長く、海側の自治会に粟野地区の人口の半数があり、そこは駅が近く、長門にも阿川にも行くことができる。コミュニティタクシーの対象地域は主に山側であったが、この地域の住民は高齢者でもほとんど免許をもっており、車を所有している。昨年度コミュニティタクシーの利用者は、粟野地区の人口の1%であった。

運営資金も不足し、協議会から90万円ほど負担金を拠出しているが、その上各家庭から特別賛助金を募らなければならない状況であった。経理事務を行う人員の確保も苦難している。

実際の住民は、親族や隣近所の付き合いもあり、自治会長や民生委員もあり、孤独な状況ではない。

今後の運営の継続は難しいと考え、承認いただきたい。

人丸タクシー（以降、人丸）

：委託料は、人件費が半分、他は車の維持費や光熱費。経費削減のため減便等相談があったが、こちらとしても委託料の減額は難しく、廃止という結論に至った。自分達が粟野地区から撤退すると、遠方の滝部タクシーや神田タクシーが、この地区に対応することとなり、気の毒

であり心配であるが、現在の営業所の立地も悪条件であることもあり、粟野地区から撤退する考えである。

委員 D：利用廃止についてはやむをえないと感じている。一旦は交通の空白地になるとは思われるが、今後下関市として交通戦略に基づいて、交通や福祉面、過疎化や地域の住民の減少等色々な観点から検討しながら、この地区を含めた全体を見据えて、交通戦略に基づく再編計画を作っていく、今すぐに次の交通が保証されないとしても、将来の近いうちに何らかの形態を設定する予定であるとして、理解を得た方が良いのかと思う。

実際に人手不足によって路線が廃止されている所が全国に多くあり、今後も続くと思われる。自治体からの補填や利用者数、地域の負担等を考えながら、交通の方法について引続き前向きな協議を続けたい。

事務局：下関市総合交通戦略の中で、交通不便地域というものを設定し、バス停から 300m 以下という所、鉄道から 800m 以下という所について、外出の機会が損なわれないような形で手段が確保される公共交通の基準作りを施策としており、今年度から取り組む予定である。

また、他市の事例として、基本的には地元で協議会を立ち上げ、運行を行う傾向が多い。タクシーチケットの配布を行う所もある。これらについても、こういった基準とするのかについて、費用対効果も含め検討するべきと思っている。

委員 B：粟野地区コミュニティタクシーの継続は、誰が見ても不可能であると思うが、今後、高齢者の通院や買い物については親類や近所づきあいで確保することができるという事で良いか。

会 長：それでは、本日の議事「粟野地区コミュニティタクシーについて」コミュニティタクシーの終了を承認いただける場合、挙手をお願いしたい。

(挙手多数)

会 長：承認とする。

色々議論があったが、市の方で今後の対応策について検討をお願いしたいという事を申し添えておく。これにて下関市地域公共交通会議（第 1 回）を終了する。最後に事務局から一言お願いする。

事務局：事務局としても、今後も地域公共交通会議の目的が十分に果たされるよう努力したい。

議事「粟野地区コミュニティタクシーについて」は、本会議で承認いただいたため、これから廃止に向けて人丸タクシー（株）に手続きを進めてもらい、また会長からお話のあったとおり、今後についてもし

っかりと取り組んでいきたい。

当会議の今後の予定としては、5月末から6月上旬を目処に、第2回の地域公共交通会議を開催し、生活バスの運行及び、関係する補助等について審議いただこうと思う。日程については別途文書にてお知らせする。

皆様に尽力いただいた総合交通戦略及び網形成計画について、3月末に策定することができた。この計画における進捗管理については、地域公共交通会議で審議いただく事となるため、引き続きよろしく願いたい。